

第14回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

日時 令和4年4月15日（金）

14:00～15:54

場所 香川県庁北館

3階306会議室

（事務局のみ参集。その他はウェブ会議システムにより出席）

出席委員（○印は議事録署名人）

永田委員長

河原委員

○鈴木委員

高月委員

中杉委員

○松島委員

I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

II 会議の成立

- 事務局から、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会委員7名中6名が出席しており、設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立していることを報告した。
- 議長（委員長）から、直島町の欠席と、特段の意見はなかったことを報告した。

III 議事録署名人の指名

- 議長（委員長）が出席委員の中から、鈴木委員と松島委員を議事録署名人に指名した。

IV 傍聴人の意見

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）この4月の異動で公害等調整委員会に来た田之脇である。どうぞよろしく願います。

これから、この事件のこと等について、よく勉強してついていきたいと思っている。
公調委から特段の意見はない。よろしく願います。

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）フォローアップ委員会の先生方には精力的に取り組んでいただき、心からお礼申し上げます。

以下に本日検討していただきたいことを申し上げます。

1、資料4、地下水浄化の進捗管理（その2）において、5ページの表1に3箇所のホットスポット（以下、「HS」という。）で地下水浄化対策を継続するように地下水・雨水等対策検討会の見解が記されている。また、表3から表4の毎月測定されている地下水計測点での水質の調査結果は、改善傾向が見られない。必要な追加対策と今後の見通しについて、ご説明いただきたい。

2、前の質問と関連するが、資料5-1、令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要で、令和4年度の工程案で5ページ（2）地下水・雨水等対策検討会の表の中で、9月以降、環境基準の到達・達成の確認という横線が入っているが、これについてご説明いただきたい。

3、同じく資料5-1、6ページ（3）撤去等検討会の工程表で、⑩処分地の整地関連では、10月以降、撤去工事の実施とあるが、整地工事のことを指しているのか。ご説明いただきたい。

災害を伴う異常気象が多発し、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックが収まらず、大変な状況ではあるが、どうぞよろしく願います。

- （委員長）今、ご質問のあった件については、それぞれの資料のところで、県のほうで事務局案として説明する、その中で対応していただく部分と、それから、1番目の質問については、中杉先生からもまたコメントをいただきたいと考えているので、そこで対応させていただく。

それでは、議事を進めていきたいと思う。まず、議題の1番目、進捗状況の（1）から（3）の議題であるが、これはまとめて全部やらせていただく。どうぞ、事務局、説明をお願いします。

V 審議・報告事項

1. 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況

（1）令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その3）（報告）【資料Ⅱ/1-1】

- （県）それでは、まず、資料1-1のほうから説明を始めさせていただきたいと思う。

まず、資料1-1が令和3年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要に従い実

施している本事業の進捗状況をご報告するものとなっている。

主な事項として、まず、2. 1のフォローアップ委員会での検討内容となる。現在、処分地では、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、地下水検討会の指導助言のもと、追加的浄化対策を実施している。また、排水基準の達成後、環境基準の到達の申請に向けた計測も併せて実施しているところである。これらの状況については、「地下水浄化の進捗管理」として、資料4でご報告する。

処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認に関するマニュアル、遮水機能の解除に係るガイドライン、マニュアル、これらについてそれぞれフォローアップ委員会で審議し、決定・作成いただいている。

2ページになるが、この豊島廃棄物等処理事業報告書の作成については、現在、事務局で素案を作成中であり、その進捗状況を資料7-6でご報告する。また、目次案の改訂についても、併せてご審議いただく予定としている。

次に(6)に移るが、前回フォローアップ委員会で審議・了承された、「豊島処分地における地下水浄化の達成状況に関する評価」について、今後、積極的な地下水浄化対策前に排水基準を下回っていた13区画のうち、その代表地点で計測を行い、先ほどの評価に反映させて計算するということと、また、化学処理については、より精度を高めた算定方法をとったうえで、再度フォローアップ委員会でご審議いただきたいと思っている。

次に、溶融スラグの有効利用等については、前回フォローアップ委員会で了承いただいた最終報告書を、本年2月に関係者等に配布したところとなっている。

遮水機能の解除前における北海岸前の海域での生態系調査については、アマモ場の調査結果を前回フォローアップ委員会にご報告した。ガラモ場については、本年1月26日に調査を実施しており、アマモ場と合わせて結果を取りまとめ、次回以降のフォローアップ委員会にてご報告する予定としている。

今後の情報公開方法の検討として、これまで各施設の稼働状況等をリアルタイムで公開していた「情報表示システム」は、本年3月8日に閉鎖となった。それから、必要な情報を本県の公式サイト内の「豊島問題ページ」に移設し、新たな情報表示システムを稼働させている。

その他として、各種マニュアル等の全面的な見直しを資料7-2で、環境計測及び周辺環境モニタリングの結果を資料7-4で、さらに、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗状況を資料7-7でご報告したいと思っている。

次に2. 2、地下水・雨水等対策検討会での検討内容となる。

先ほども申したが、現在、豊島処分地では、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、一部の区画で追加的浄化対策を実施している。なお、現時点で排水基準を再度超過するリバウンドは確認されていないため、リバウンド対策は実施していないという状況となっている。

排水基準の到達及び達成について、地下水検討会で確認していただき、フォローアップ委員会で了承され、これをもって排水処理施設の運転を停止し、洗浄作業を行ったうえで解体撤去工事や遮水機能の解除工事について着手してきたところとなっている。

地下水浄化の促進策の検討と地下水の環境基準の到達・達成マニュアルに基づく対応を審議いただき、さらに、このことについては撤去検討会でも審議のうえ、外周排水路に雨水の導水用の切り欠きを設けるとともに、処分地内に浸透池を設置してきている。

また、排水基準達成後の9月からになるが、環境基準の到達・達成マニュアルに基づくモニタリングを開始してきている。

現在の本件処分地での水管理を、策定いただいた「豊島処分地の水管理マニュアル」に基づき実施するとともに、また、「A3、B5、F1における浄化対応の方針」を策定いただいている。

続いて、2.3になるが、こちらは撤去検討会での検討内容となる。

まず、大きく第Ⅱ期工事等の実施計画等の検討においては、第Ⅱ期工事で予定している工事の基本計画書及び実施計画書について、第10回から第15回の撤去検討会で審議いただいている。

令和3年度に撤去工事を実施した施設は、1)から4)まで、このページに記載している各施設となっており、撤去工事の進捗状況等の詳細については、のちほど資料1-3でご報告をする。

また、令和4年度に実施予定の工事である、専用栈橋については、実施計画書を審議・了承いただき、現在、工事を順次進めているところとなっている。

(3)の遮水機能の解除関連では、ガイドライン及びマニュアルを作成し、基本計画書並びに実施計画書を審議・了承いただいた。

次に(4)解体撤去物の搬出計画の策定として、専用栈橋を用いて搬出することについて、「令和3年度中に発生する施設の解体撤去物の数量の推定とその搬出への対応」について審議・了承いただき、解体撤去物の搬出、主に栈橋を使っての海上輸送となるが、行っている。

先ほど(2)でも説明したように、令和4年度から、もう現在、令和4年度だが、専用栈橋の撤去工事を開始している。今後の搬出入の手段がトラック輸送となることから、第15回撤去検討会で審議・了承いただいた、「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に基づき、今後の解体撤去物の搬出を行うこととしている。

また、(5)になるが、第Ⅱ期工事の撤去手順に従い、撤去工事の進捗状況を管理しているところである。今後も進捗状況を踏まえ、こちらも適宜、見直しを行っていく。

【1-1から1-3は一括して議論】

(2) 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その7）（報告）【資料Ⅱ／1—2】

○（県）次に、資料1—2になるが、豊島処分地の地下水浄化対策等の状況である。その7となる。

先ほど地下水のところでも申したが、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に従い追加的浄化対策を実施している。その概要を表1にお示している。局所的な汚染源の位置とその実施状況を表1にお示している。

また、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき定められた地下水計測点4点において、環境基準の到達に向けたモニタリングを実施しているところである。これらについての状況を資料4でご報告する。

また、遮水機能の解除に伴う地下水への影響調査の方法について検討し、了承を得られたため、現在、これに基づき調査を実施しているところである。

【1—1から1—3は一括して議論】

(3) 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その7）（報告）【資料Ⅱ／1—3】

○（県）続いて、資料1—3、豊島事業関連施設の撤去等の状況（その7）になる。

豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事のうち、これまでにご審議いただいた第Ⅱ期工事に関する手続きの状況となっている。

1ページ（1）から4ページの（5）までの各施設については、実施計画書を審議・了承いただき、撤去工事に既に着手し、中には終わっている工事もある。手続き状況は表1から5のとおりとなっている。

具体に見ていくと、1ページ（1）処分地進入路の排水路、沈砂池1等は、撤去工事に着手し、既に撤去工事が完了している。

次に、2ページの（2）が施設番号③—2集水井、④高度排水処理施設及び関連施設、⑤簡易地下水処理施設、①—4西井戸及び⑥—4高度排水処理施設周辺の処分地内道路の撤去工事となっているが、それぞれ撤去工事に着手し、当初予定としては、令和3年度末までの終了予定としていたが、それぞれ表2の下側の注釈に記載のとおり、工事の進捗に合わせて工期の見直しを行っている。

集水井だと、注1に書いているが、周辺からの湧水が多く、工事の進捗が遅延しており、当初年度末の予定だったのを今年の6月30日まで工期の延長をしている。同様に、高度排水処理施設は、注2になるが、豊島専用栈橋を利用して解体撤去物を排出するにあたり、他工事との日程調整により、工事の進捗が遅延しているということで、今月末、4月28日までの工期延長をしている。また、3番目の西井戸等については、注3になるが、施工ヤードが重複する高度排水処理施設の撤去工事との工程調整により、工事の進捗が遅延しているということで、こちらは8月31日までの工期の延長をしている。

3ページ、（3）⑨遮水機能の解除工事並びに②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設の撤去工事になる。手続き状況は表3のとおりであり、撤去工事に着手している。

先ほど部長の挨拶にもあったが、遮水機能の解除工事では、本年2月1日から鋼矢板の引抜き作業を開始し、3月1日に既設鋼矢板861枚、新設鋼矢板226枚の引抜き作業を完了している。なお、この工事についても、工事の進捗に合わせて工期の見直しを行っている。表3注1をご覧くださいと思うが、遮水壁の上部に設置された笠コンクリートの除去だとか、引抜き跡の転圧等に時間を要し、工期の進捗が遅延しているということで、5月20日までの工期延長をしている。

次に同じく3ページ、(4)⑥-2ベルトコンベアの撤去工事については、撤去工事に着手し、施設の撤去を完了している。手続き状況は表4のとおりとなっている。

4ページ(5)は、⑥-3専用栈橋の撤去工事となる。表5の手続き状況のとおりであり、今日が4月15日だが、4月から撤去工事に着手しているところとなっている。

(6)⑩処分地の整地関連として、住民会議との整地に向けて協議を進めるとともに、処分地の地形の詳細を把握するため、測定の準備を進めており、今後、現地での作業を実施していく。

第12回撤去検討会で審議・了承いただいた第Ⅱ期工事の撤去手順に従い、撤去工事の進捗状況を管理している。今後も進捗状況を踏まえ、適宜、見直しを行って、工事の詳細計画等の立案に反映させていく。

また、4-3になるが、令和3年度中には多くの解体撤去物について、5ページ表6をお付けしているが、専用栈橋からの搬出を行ってきた。本年4月から、先ほどあったが、専用栈橋の撤去工事が開始されたことから、前回の撤去検討会において、「豊島専用栈橋の撤去工事開始後の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を審議・了承いただいている。

【1-1から1-3は一括して議論】

- (委員長)先ほどの1-3の資料で、2ページ目、3ページ目で予定を変更された箇所がある。ここで理由は書かれているのだが、これによって海上輸送の分が若干減って、島内をトラック輸送する分が増えたのか、そのへんの輸送計画全体に対しての影響はどうなったのか。
- (県)資料1-3の2ページの表にある、西井戸・処分地内道路という呼び方をしている工事があるが、こちらの部分については、海上輸送できずに陸上輸送になるということで、この部分の。
- (委員長)それは、当初は海上輸送だったということか。
- (県)そうである。

- （委員長）そのへんをはっきりさせてほしいので、そういうものが出てきたというわけか。
- （県）そういうことである。はい。
- （委員長）例えば、3ページ目のほうの、遮水機能の撤去関係ではどうなのか。
- （県）遮水機能の撤去関連では、海上輸送で全て出せたので、そこが陸上輸送に変わることはない。
- （委員長）分かった。そういう意味では、当初の輸送計画と違ったところは少しはっきりさせていただけるか。
- （県）分かった。
- （委員長）それと併せてになるが、5ページ目の表6に重量、トン数が入っていない。それを入れておいてもらったほうがいい。最後には、こういう解体撤去でどのぐらいの廃棄物が出たかとか、そういう集計もしなければいけないわけだから、輸送量は分かっているはず。だから、当初と、今回、専用栈橋から搬出するのに積み残した分があるわけで、その分をはっきりさせるような書き方に表6を改めていただければ。そのトン数と合わせて。
- （県）当然、廃棄物を運搬しているので、マニフェスト等が出ている。その中で、トン数等は分かるので、少しお時間いただくようになるが、まとめていきたいと思う。
- （委員長）それとその前に出てきた、当初計画とは違った分を、この中でうまく表現してもらえれば。下のほうに注書きでも入れて。
- （県）分かった。
- （委員長）あと、いかがか。
もしよろしければ、最後にまたまとめてご意見を頂戴したいと思うので、その際に触れていただいて結構である。先に行かせていただく。
続いて議題の2番目、地下水検討会の審議概要ということで、事務局のほうから説明を。

2. 第23回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／2】

- （県）では、続いて資料2になるが、地下水・雨水等対策検討会の審議概要となっている。こちらは、それぞれ前回、第13回フォローアップ委員会以降に開催された、第23回の地下水・雨水等対策検討会の審議の概要となっている。

検討会では、各回までの処分地での地下水の状況をご報告したうえで、区画毎及び局所的な汚染源でのモニタリング結果をもとに、今後の進め方について様々なご意見を頂戴し、その後の実施に反映している。今回のフォローアップ委員会でも資料4でご審議いただければと思っている。

2ページ、真ん中より下になるが、3のところから、「遮水機能の解除前後の地下水への影響調査の結果」として、遮水機能解除前の結果をご報告し、また、4になるが、「地下水浄化の達成状況に関する評価」の意見聴取を行っている。

それから、3ページになるが、5、令和4年度における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針についてご審議いただき、ご了承を得たところである。こちらについては、のちほど資料5-2でご審議いただければと思っている。

- （委員長）中杉先生、何かコメントはあるか。
- （委員）資料4のところ、先ほど安岐さんからのご質問があった部分にお答えする話になるかなと思うので。
- （委員長）よろしいか。はい。
あと、ほかにご意見はあるか。それでは、次に行かせていただく。次が議題の3番目、撤去検討会の審議概要ということで、どうぞ。

3. 第14回、第15回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／3】

- （県）では、続いて資料3、撤去等検討会の審議概要となる。撤去検討会については、第14回、第15回と2回の検討会の審議の概要となっている。

まず、第14回の豊島関連施設の撤去等検討会になるが、まず、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の実施状況及び予定、また、既に着手した撤去工事の施工状況についてご報告し、ベルトコンベア等の実施計画書について審議・了承を得た。

また、遮水機能の解除に伴い、遮水壁の引抜き跡を活用した土堰堤の地質調査計画の審議・了承をいただき、液状化により深い所は土圧で締まるが、浅い所で締まらなかった所の確認ができる等のご意見を頂戴したところとなっている。

1ページ5になるが、「第Ⅱ期工事等における施設の解体撤去物等の海上輸送マニュアル」の改訂について審議・了承を得た。このマニュアルについては、後ろに別紙1と

して付けている。

当該マニュアルの改訂については、前回フォローアップ委員会でも、マニュアルの適用範囲が内容とそぐわない書き方になっているため修正したい旨を事務局のほうからお伝えしていたと思うが、その点について修正をした。

具体的には、別紙1にマニュアルを付けているが、2ページの第3のマニュアルの適用範囲という形である。この部分が、解体撤去物のことのみとなっていたため、具体的に四角囲みしているところの3行目になるが、「及び豊島専用栈橋を利用した資機材等の搬出入時」という形で、資機材の搬出入時にもこれを使うということを追加した。また、文言の修正として、同じくこの1行目になるが、「輸送船に荷揚げ」と書いていたのだが、「輸送船に積込み」というふうに修正した。

もう1点、マニュアルの後段部分に別添で海上輸送に係る基準を付けている。この2ページの6になるが、豊島専用栈橋から荷下ろし施設までの海上輸送の部分の中で、当該輸送は日中の航行となることから、(2)を追加している。(2)に、「海上輸送は、原則として日中に行うものとし、夜間航行は行わない」と追加した。

第14回の撤去等検討会は以上であり、続いて、第15回となるが、こちらの検討会では、先ほど14回と同様に、令和3年度に実施あるいは検討する撤去工事等の実施状況及び予定、既に着手した撤去工事の実施状況についてご報告し、また、令和4年4月から撤去工事を開始することとしている豊島専用栈橋の撤去工事の実施計画書について審議・了承をいただいている。

このうち、施工状況の報告時に、委員から、栈橋撤去までに搬出できない施設撤去廃棄物について整理することというご意見も頂戴し、栈橋撤去後には島内道路を活用して施設撤去廃棄物の輸送・運搬となるため、4になるが、「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」の作成について審議・了承を得ている。

また、このマニュアルの作成に伴い、今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画や、輸送・運搬を伴う各種ガイドライン及びマニュアルの改訂についても併せて審議・了承を得ている。

まず、輸送・運搬に関するマニュアルを別紙2にお付けしている。別紙2は「豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」となるが、具体的に、今後の解体撤去物の発生状況から、マニュアル1ページの2. 豊島の島内道路を使用する際の条件、この1)にあるとおり、原則として、1日当たり10tトラック4台かつ1カ月あたり10tトラック100台までの輸送・運搬とさせていただいている。

また、以前に比べ通行台数が増えることから、特に、同様に1ページ3. に輸送・運搬の方法という形で記載しているが、2ページ4)のところになる。当然のこととなるが、関係法令を遵守するほか、登下校時間帯での輸送・運搬の回避や、可能な限り騒音

対策や粉じん及び悪臭の飛散防止対策を講ずると。なお、令和4年度には輸送台数が多くなることから、関係者からの要望を聞き、交通安全に特段の配慮を行うとしてマニュアルを定めさせていただいた。

こちらの対応について、住民会議さんの要望もあり、大型車両の通行という形で看板の設置を実際行っている。

続いて、併せて別紙3が基本計画の改訂となっているが、具体的には、この基本計画の6ページに体系図が載っているが、こちらの一番右から2番目に、Ⅲ. 6-1とあるが、「豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」に注釈をつけ、専用棧橋の撤去工事開始後は、適用するマニュアルを変更するようにした。

また、別紙4に輸送・運搬を伴うガイドラインとマニュアルを付けている。1つは、Ⅲ. 2「第Ⅱ期工事等における設備等の解体・分別及び施設撤去廃棄物等の分別の確認と払出し・処理委託ガイドライン」、これが4ページほどあるのだが、その次に、同じく同名のマニュアルをお付けしている。それぞれ、ガイドラインであれば3ページ、マニュアルであれば2ページに、今回のマニュアルの変更に伴い、「なお、豊島専用棧橋の撤去工事の開始後は、「豊島専用棧橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル」を適用する。」というふうに追加させていただいている。

- （委員長）いかがか。1ページ目で、遮水壁の引抜き跡を活用したという4. の地質調査、結局これはできなかった。
- （県）そうである。撤去検討会のほうではご報告させていただいたのだが、もう穴がすぐにふさがってしまってできなかったということとなっている。
- （委員長）それから、今の遮水壁の引抜きに関するデータの解析とかそれは、次回のフォローアップ委員会には撤去検討会の審議を経たうえでご報告できると考えておいてよろしいか。松島先生、コメントがあったら、お願いします。
- （委員）今、考えているのは、一応、電動バイブロハンマがよかったという話をちゃんと説明できるようにすることと、逆算してある程度やれて、うまくちゃんとコントロールできたということを説明するような資料を、撤去検討会で皆さんにお示した後、フォローアップ委員会にかけたいと思っている。
- （委員長）分かった。よろしくお願いします。
あと、先ほど島内輸送の看板設置の話が出てきたが、途中で我々のほうにもメールで報告いただいたのがあった。確か、その看板を見せてはいただいたが、今回の報告の中

にはどこにも出てこないのか。

- （県）はい。今回の報告の中には、こういうものというものは出てこない。
- （委員長）ああ、そうか。どこかに入れられるところがあったら。例えば、今のマニュアルの中で、住民の方々の要望を聞くこととなっていて、何かうまくそこに絡めた形で、その後、その要望に対してこう対処したというものを参考資料か何かでこれにくっつけるのも1つのやり方かなと思っているが。ほかに書けそうなところは、何かあるか。
- （県）いや、ほかはなくて、このマニュアルに伴っての我々としての対応になるので、先ほど。
- （委員長）その他の資料の中で、項目を起こして書くというのも1つあるかもしれない。
- （県）資料7の1つとしてということか。
- （委員長）ええ、ご報告ということで。少し考えていただけるか。
- （県）はい、分かった。
- （委員長）それでは、この議題も終了とさせていただく。続いて、議題の4番目になるか、地下水浄化の進捗管理（その2）ということで、どうぞ。

4. 地下水浄化の進捗管理（その2）（審議）【資料Ⅱ／4】

- （県）では、資料4に移りたいと思う。地下水浄化の進捗管理（その2）になる。こちらは、前回の報告以降に実施した追加的浄化対策の状況と、「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」に基づき実施している地下水計測の結果についてご報告する。

まず、局所的な汚染源ごとの追加的浄化対策の実施状況だが、追加的浄化対策を現在、処分地内の3箇所で行っている。

2ページから具体的にそれぞれの箇所をご説明する。まず、HS-⑩、こちらは区画⑩⑩、下側に図1として区画の図を付けさせていただいているが、ベンゼンの汚染に対する追加的浄化対策になる。ここでは、図1にお示ししているように、区画⑩⑩の南側、図1では下側になるが、こちらに浸透池を設置し、区画の中に青い丸印を付けているところがあるが、揚水井⑩-5、⑩-3、5、6、9に設置しており、こちらからの

揚水浄化を実施している。浸透池の浸透状況や揚水の水質を確認しながら、揚水量や揚水箇所を適宜変更していった。引き続き、水質を確認しながら、揚水浄化を実施していくこととしている。

次に3ページだが、HS-⑩、こちらは区画⑩付近の1, 4-ジオキサンの汚染となっている。ここでは、図2にお示ししているように、井戸側と釜場を設置しており、これらから区画⑤内の揚水井⑤-4, 5, 7, 8を利用しての注水浄化を実施している。今後、周辺の観測井の水質を確認しながら、雨水を利用した注水浄化を実施していくとともに、状況に応じて揚水浄化や土壌掘削による釜場の拡張を検討して実施していきたいと考えている。

次に、4ページに移る。こちらはHS-D西で、D測線西側付近のトリクロロエチレン等の汚染となっている。ここでは、過硫酸ナトリウムを注入井戸や注入トレンチから注入する化学処理を継続して実施している区画となっている。

図3に追加的浄化対策の状況として、小区画と対象となることを記載しているが、この図3のうち、小区画B+40, 3、緑色で着色している左側の下側になる。こちらの付近に排水基準を超えるトリクロロエチレンが残存していたことから、トレンチを、図3に青い線で囲っているところ、こちらで注入トレンチを拡張、要は掘削し、このトレンチの底盤、一番底になるが、こちらではまだ土壌溶出量をわずかに超過するトリクロロエチレンが確認されていることから、本年2月に過硫酸ナトリウム溶液の注入を実施している。引き続き、周辺の観測井の水質を確認しながら、化学処理を実施していきたいと考えている。

これらの状況を5ページの表1にまとめており、さらに、地下水検討会での審議の結果と見解を記載している。それぞれ、揚水浄化なり化学処理なりを実施していくという見解をいただいている。

同じく5ページ下側になるが、表2は、環境基準の到達に向けた地下水のモニタリング調査の状況をお示ししている。計測点となっている4地点で、それぞれ昨年9月からモニタリングを開始している。前回報告に加え、今回、具体的には7ページ、8ページに地下水計測の結果をお示ししているが、昨年12月からこの3月までの結果をご報告する。

結果としては、全ての地点でリバウンドの発生は起こっていなかった。このため、リバウンド対策は実施していない。なお、D西-1のポイントについては、集水井の稼働や集水井の撤去工事に伴う揚水により地下水位がスクリーンの中間深度以下に下がったため、欠測扱いとしているが、参考までに、水位が下がったときの地下水の水質を計測したところ、それぞれ表3、表5、表6、注4もしくは注2のほうで書いているが、数値上リバウンド等は起こっていなかったということを確認している。

○(委員長) はい。では、中杉先生、先ほど冒頭の分も含めて、コメントをいただければ。

○（委員）地下水計測点については、排水基準を超えていないということは確認できた。ただ、濃度的には横ばいのままであるということである。それを踏まえて対策をやっていくということだが、何も淡々とやっているというだけではなくて、いろいろ工夫をしているということだけ申し上げておきたいと思う。

最初のHS-⑩のところだが、たまたま浸透池に入れる水の量が制限されることから、全部をいっぺんに引き上げると、バランスが取れない、水が入れられなくなるということで、1本ずつ順番にやっている。それをやったことによって、濃度の高いところがより明確に見えてきた。2ページ目の図1を見ていただくと、⑩-5と⑩-6を比べていただくといいのだが、これは実際にそこまでデータは出していないが、⑩-5は、ここで引っ張ると濃度が高くなる。ところが、これを止めてほかのところ引っ張ると、例えば⑩-6で引っ張ると濃度が下がる。だからこのへんはたぶん汚染がもともとあるところではないだろう。⑩-6が一番高いということが分かったので、今は、くみ上げられる量の全部をそこに持って行って、そこを集中的にくみ上げているということである。そういうことをやって、少しくみ上げる量が制限されることになったが、そういう工夫をしている。

これがどうなるかというのは今のところデータがないのだが、それを続けてやっている。遮水壁を取ったということと併せてどうなっていくのかということを見ている段階である。

それから、HS-⑳については注水・揚水をやっているわけだが、一番の問題は水が入らないということである。1,4-ジオキサンが溶け込んだ汚染地下水が透水性の悪いところに入り込んでしまってもうどうにもならない。これを何とかしようということで、釜場を広げていこうという話もあるのだが、もう1つは、深く掘り込んで下の土壌を壊してしまおうということを今、計画している。釜場を掘り込むことと、それを合わせて何とかできないかという事で、今、やろうというふうに考えているということである。これはまだ取り掛かってはいない。

それからHS-D西だが、ここについては、図3で、小区画のB+40,3というところが、濃度が非常に高いところで、ここについて、薬剤の浸透池をつくるということでやったのだが、実際にはもう土壌を除去してしまうという形でやっている。その結果、観測井がないので明確には出てきていないのだが、その水溜まりに溜まった水の濃度を見ると、だいぶ下がってきているので、ここは確認をすると、メインのところは少しキレイになったのではないかというふうに、今、期待をしている。

ただ、その一方で、掘削して壊さなかった部分で、B+30,2+30、それから、B+40,2+40は少し濃度が高くなったまま残っている部分がある。今度はそのことについて、今、薬剤の処理を続けてはどうかということ考えている。

ここもやっぱり崩したことによって、かなりきれいになったのではないかというこ

とで、今、そんなことを工夫してやっているということである。HSも㉔とD西については新たな試みをやっている。㉔のところはくみ上げを集中しているということで、少し対策を集中しているというか、効率を上げようというふうに考えている。それがどのくらい効くかという話が1つある。

それともう1つは、この対策をやりながら測っているので、対策が止まった後にどうなるのかということをやはり見なければならぬだろうと。それと遮水壁がなくなったということはどう影響しているかということも見なければいけない。そのへんのところを早めに見極めたいと。そういう意味で、まだ地下水・雨水検討会で検討していないが、早いうちに対策を一時停止してどうなるかということも見てみたいと今、検討しているところである。

安岐さんの先ほどのご質問に対しての十分な回答になったかどうかは分からないが、取りあえずのご説明ということにしておく。

- （委員長）基本的には、次回のフォローアップ委員会では、先ほどもあった今後の見通し等も含めて何らかの見解をまとめたものを出していただけると。
- （委員）はい。それは出さなければいけないと。出さなければどうするかという判断ができないだろうというふうに思うので、それは責務だろうと思っている。
- （委員長）ぜひ、そうしてもらいたい。よろしく願います。どうも、中杉先生がご説明いただいた内容、この資料4で見ると、少し中杉先生の説明を聞いたほうが分かりやすくなっているので、そのへんも含めて。
- （委員）資料4の話は地下水・雨水等対策検討会で検討する前の段階で、少し私が県と相談をしているというようなお話である。
- （委員長）分かった。であるから、今、言われたような格好の状況を分かりやすいような形で次回まとめていただけるとありがたいと思っているので。
- （委員）はい。その前に地下水・雨水等対策検討会の中でその案を提示してという形になると思うが。
- （委員長）はい。よろしく願います。
それから、少しこの区画㉔について、5ページ目の表1では横線が入っていて、どういう状態になっているのか、委員会での検討状況も含めて、少しこれが分かりづらいなと思っているのだが、何かきちっと書くべきなのではないか。ということもあり、㉔も

決して、排水基準は下回っているが、まだまだの状況だろうと思うので、少し何か入れておくべきなのではないかなと。あまり議論していないのだったら、それを書いていただく。

それから、欠測というのが表のところに出てくるわけだが、少し説明が不十分。先ほどの話だと、水位低下によって規定どおりの測定ができなかったということだと思うので、そのへんも表の下の注書きとかそういうところできちっと触れておくべきなのではないか。そういう意味で、この資料は、その点も含めた修正をお願いしておきたいと思うが。

- （県）はい。承知した。
- （委員）区画③は、一応はHS-⑩が元だろうというふうに考えていて、まず⑩を潰していこうということで動いている。ただ、それだけでいけるかどうかというのは、またもう1つの議論としてあるので、今のところはこういう状況だという。
- （委員長）分かった。そのへんのところも触れていただいて、ここの表の中に少し書いていただいて。
あと、いかがか。
- （委員）地下水検討会でいろいろご苦労されているのはよく分かったが、例えば、この8ページの表6の時点、すなわち3月の時点では、一応遮水壁は撤去された状況である。
- （委員）3月の時点でデータが出るのか分からないということで、4月のところから見始めるのだろうと思っている。
- （委員）少なくとも、塩素濃度なんかの記述を、以降はお願いできたらと思うのだが。
- （委員）遮水壁撤去の影響を直に見るとというのは、別途調査をやっている。
- （委員）ああ、そのへんのところをまた少し。なかなか、地下水というのは簡単に動かないという今のご報告だったので。
- （委員）それがどう影響を持つかというのが少し分かりにくいので、しっかり調べなければいけないということで。
- （委員長）高月先生のお話は、次回からここに塩素濃度を入れた表現に下さいという

ことでもある。

○（委員）はい。できたら。ほとんど動いていないとは思いますが、一応、そのへんも。

○（委員）はい。特に㊸のところは海水が入ってきているものを測っているのか、そうでないものを測っているのかで違うから、それはちゃんと出さなければいけないと思っている。

○（委員）よろしく願います。

○（委員長）そういう点で、浄化対策がどうなるかという判断と、地下水として、海水が含まれた状態での濃度がどうだという話は、また少し切り分けて考えていかななくてはいけないだろうと思う。

ほかにいかがか。よろしいか。それでは、次に行かせていただく。次が、資料5、議題の5番目になるか、令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要、（1）から（3）までであるが、それを全部まとめてやっていただく。

5. 令和4年度に行う事業等の概要

（1）令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要（審議）【資料Ⅱ／5－1】

○（県）それでは、資料5－1、令和4年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要、令和4年度の主な事項に関する今後の進め方について、工程表に沿ってご説明させていただきます。

4ページ。まず、フォローアップ委員会の予定になるが、今後の事業計画の策定については、令和4年度末までに追加的な地下水浄化対策や豊島処分地の関連施設の撤去、処分地の整地等を完了する予定としており、その事業計画を検討していただくものである。

次の、地下水浄化対策の見通しと課題への対応、その下の、地下水浄化の進捗管理と環境基準の到達・達成状況の評価については、地下水検討会の指導・助言をいただきながら地下水浄化を現在も進めているが、その見通し及び課題について報告させていただくとともに、追加的浄化対策、またリバウンド対策の終了要件及び今後の対応を審議・決定するとともに、進捗状況や環境基準到達・達成状況について評価していただくものである。

その下の処分地の整地関連の検討については、令和4年度下半期に実施を予定している処分地の整地工事について、整地案の検討を行っていただくものとしている。

その下の報告書の作成については、豊島廃棄物等の処理完了までの経緯や管理委員

会の活動等について取りまとめ、報告書を作成するものとなっている。

地下水浄化の達成状況に関する追加評価については、これまで積極的な浄化対策前に排水基準を下回っていた13区画のうち、代表の3区画ということで、前回のフォローアップ委員会でも認めていただいたと思うが、③と⑩と⑳の3区画について計測を行い、追加評価を行うものとなっている。

その次の遮水壁の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査は、アマモ場及びガラモ場の調査を実施し、結果を報告するとともに、これまでの調査結果を含めた報告書を作成するものとしている。

その他、各種マニュアル等の作成・見直しや、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗状況の報告などを予定している。

続いて、5ページ、地下水・雨水等対策検討会の予定になる。

追加的浄化対策については、先ほど来、ご説明させていただいているが、HS-⑩、HS-⑳、HS-D西について、それぞれ地下水対策を進めながら、その報告をさせていただく予定としている。

続いて、追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件の検討については、追加的浄化対策の終了要件を検討するとともに、終了する際には、検討会で審議を行っていただく。また、リバウンド対策の終了要件を確認するものとしている。

次に、「豊島処分地の水管理マニュアル」に基づく対応については、マニュアルに基づき場内の水管理を行っていくものである。

地下水の環境基準の到達・達成マニュアルに基づくモニタリングや、地下水の環境基準の到達及び達成の確認については、マニュアルに基づき対応を実施するものとしている。

先ほど、冒頭で住民会議の安岐事務局長さんのほうから、地下水の環境基準の到達・達成の確認について、9月以降そういう表現が入っているがということだったが、これについては、マニュアルに基づき地下水の状況を確認していくので、環境基準の到達や達成の確認をしていただけた状況になったら確認をしていただきたいと思いますと考えており、予定として入れさせていただいているような状況である。

それと、一番下の地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討については、地下水浄化対策のために設置している設備、浸透池や観測井などの残置や、雨水排除方向などについて、検討を行う予定としている。

6ページをお願いします。こちらについては、撤去検討会の予定になる。

豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事については、令和4年度に実施する工事であるが、それぞれ③で揚水井、貯留トレンチ、新貯留トレンチ、⑥では積替え施設、豊島専用栈橋、処分地内道路、また、⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設、⑧で地下水の観測井の撤去工事や、⑩の処分地の整地工事関連について、基本計画書及び実施計画書を審議していただくものとなっている。

また冒頭、住民会議の安岐事務局長さんからお話のあった、⑩の処分地の整地関連で10月以降に、「撤去工事の実施」となっているが、これは「整地工事」に修正させていただきたい。

それとその下の第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し、豊島内関連施設、第Ⅱ期工事の撤去完了の確認については、令和4年度に実施する撤去工事の実情を踏まえ、適宜見直しを行い、令和5年3月には撤去が完了したことを確認する予定としている。

また、高度排水処理施設、遮水機能の解除、豊島の専用栈橋等の撤去工事などの第Ⅱ期工事について、報告書の作成を進めることとしている。

【5-1から5-3は一括して議論】

(2) 令和4年度の環境計測、及び周辺環境モニタリングの実施方針（審議）【資料Ⅱ／5-2】

○（県）続いて、資料5-2になる。こちらは令和4年度の環境計測及び周辺環境モニタリングの実施方針についてである。

これについては、これまでも計測項目や頻度などについて見直しを行ってきたところだが、今回、地下水検討会で審議・了承を得たことから、令和4年度における環境計測及び周辺環境モニタリングについて見直しを行うものである。

実施方針については、別紙に付けているので別紙を見ていただければと思う。こちらのほうで、赤字で修正させていただいている。

まず、1. 環境計測の、区分「水質の放流水関連」については、沈砂池1等を消しているが、貯留トレンチを除き、右端の変更理由に記載のとおり、令和3年度において計測地点となっていた対象施設が供用停止されたため、環境計測を終了する。

同じく計測地点、貯留トレンチでは、「豊島処分地の水管理マニュアル」に基づき、計測地点について、新貯留トレンチと浸透池を追加し、計測項目などを修正する。

次に、別紙の2ページになる。2. 周辺環境モニタリングの区分「水質」の計測地点、周辺地先、海域3地点については、水質汚濁に係る環境基準について、令和4年4月から大腸菌群数が大腸菌数に見直されたことに伴い、計測項目を見直す。

なお、先日、2月の地下水検討会で、委員の先生から、比較のため、当面の間は大腸菌数だけでなく、これまで測っていた大腸菌群数も計測して比較してはどうかという意見をいただいているので、当面の間は大腸菌群数も継続して計測することとしている。なお、排水基準については見直されていないので、そのまま大腸菌群数を測るということで変更はない。

それと、計測地点、西揚水井についても、令和3年度に計測地点となっていたが、供用停止されたため、周辺環境モニタリングを終了することとしている。

一番下の生態系、アマモ場5地点、ガラモ場3地点については、令和3年度の遮水機能の解除前のモニタリングに続いて、解除後のモニタリングを令和4年度に実施することとしている。

なお、令和5年度以降における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施については、その後、参考1で添付しているが、令和3年3月の第11回のフォローアップ委員会で決定した「基本方針」に基づき、環境計測は令和4年度で原則終了することとしている。

原則としたのは、元の資料の1ページに戻っていただければと思うが、2.見直しの方針のところに記載させていただいているが、追加的浄化対策は原則、令和4年の上期で終了する予定となっているが、今後の状況を見て令和5年以降も継続することになると、その終了まで環境計測は実施することになることから、「原則」とさせていた

【5-1から5-3は一括して議論】

(3) 遮水機能の解除後における北海岸前の海域での生態系（アマモ場及びガラモ場）調査の実施計画（審議）【資料Ⅱ／5-3】

- (県) 次に、資料5-3になる。遮水機能の解除後における北海岸前の海域での生態系、アマモ場、ガラモ場調査の実施計画である。遮水機能の解除に伴う生態系への影響を把握するため、令和4年度は、遮水機能の解除後のアマモ場、ガラモ場の調査を行う。すでに昨年度、令和3年度に遮水機能の解除前の調査を行っていることから、同じ調査時期、調査地点、調査項目で行い、比較を行うこととしている。

調査日としては、アマモ場調査を6月、ガラモ場調査を令和5年1月に予定している。なお、今日は欠席されているが、門谷先生には事前に了解をいただいている。

【5-1から5-3は一括して議論】

- (委員長) 先ほど、資料5-2の別紙で大腸菌群数と大腸菌数の話があったが、当面の間というのは、年1回しか測定しないので、どのぐらいを考えるのか。2年間とか3年間か。そのことが何も記載されていない。
- (県) はい。
- (委員長) それは入れておいたほうがいいのではないか。
- (県) 分かった。
- (委員長) そして、2年間か3年間ぐらいか。
- (県) はい。そのようにしたいと思う。

- （委員） どのぐらい変動するかによっても違うので、それを見ながら。
- （委員長） 様子を見ていただく。
- （委員） はい。
- （委員長） 少しそれを入れておこう。
- （県） はい。
- （委員長） いかがか。よろしければ、こういうことで今後の環境計測あるいは周辺環境モニタリングを進めていただき、また、アマモ場、ガラモ場は、遮水機能解除前の状態の話は、次回あたりにまとめて報告いただけたらと思っている。また、アマモ場、ガラモ場両方とも遮水機能解除後が分かった後で、また全体をまとめていただいて、その影響を見ていただくということになるかと思う。
それでは、次に行かせていただく。次が議題の6番目、処分地の整地案の検討。

6. 処分地の整地案の検討（審議）【資料Ⅱ／6】

- （県） 資料6の処分地の整地案の検討についてである。処分地の整地については、これまで県と豊島住民会議で協議を重ねてきた。そうした中、3月11日に高月先生と永田先生の連名で、別紙1に付けているが、要請文「香川県並びに豊島住民会議に対する要請」を受けた。それを受け、さらに県と豊島住民会議で協議を行い、3月27日の処理協議会において、処分地内部の雨水の排除方向については今後協議することとしたうえで、北海岸土堰堤を残置し、整地することとなった。

具体的には、土堰堤は、今後の管理を考慮して、海水が侵入しない高さを確保したうえで、より安全な形状となるよう勾配などを変更し、残置することとしている。

また、処分地の内部については、地下水浄化への影響や、豊島住民会議からの雨水の排除方向についての検討の要望などを踏まえ設計作業を進めることとしており、整地案については、フォローアップ委員会に諮り、地下水浄化への影響や水の排除方向などについては、地下水検討会でも審議・検討することとしている。

なお、高月先生と永田先生の要請に関しては、後ほど7、その他の（8）で、永田委員長からご説明される予定となっている。

次に、整地案の検討状況については、北海岸土堰堤の形状については、図1にお示ししているが、土堰堤の高さについては、県が行う公共工事における標準的な対策高の考え方を参考にし、既往最高潮位に有義波高を加え設定することとした。

具体的には、別紙2の2ページの、北海岸における海水が侵入しない高さの資料の2ページの2)の必要高の算出の表1にあるが、土庄東港における昭和29年以降の既往最高潮位である、平成16年の台風16号時における最高潮位、TP+2.51mに、有義波高ということで、これは3ページの下側に設計波高の算出にあるTP+1.43m、2.51mに1.43mを加え、TP+3.94m。それにさらに1m程度の余裕を見込み、天端高をTP+5mと設定している。図1に戻っていただければと思うが、そこに赤書きで「TP+5m」とさせていただいております、これは現在の北海岸土堰堤のTP+6mから1m低くなる形となる。

また、赤い太線で書かせていただいているが、法面の勾配については、できる限り波浪による浸食を抑え、修繕頻度を減らし、維持管理を容易にする観点から、現状より傾斜を緩やかにすることとし、概ね、海側については1対4、処分地側については1対2と設定した。

続いて2ページになる。こちらは処分地内部の形状についてであるが、切・盛バランス等を勘案して設定することとしており、地下水浄化への影響や豊島住民会議からの雨水の排除方向についての検討の要望などを踏まえ、排水勾配など具体的な形状については、今後、現状の地形を測量したうえで詳細に検討していきたいと考えている。その際には、地下水浄化対策、関連施設への対応、沈砂池等を残すとか、そういったことについても考慮することとしていく。

3の今後の予定については、詳細設計を今後実施するとともに、地下水検討会で整地案に対する地下水浄化への影響及び対策を行っている施設、浸透池とか観測井などの残置などの対応も含め、また、雨水の排除方向などに関する意見をいただき、次回、7月に予定しているフォローアップ委員会において整地案を審議していただき、その後に処分地の整地工事に関する基本計画書や実施計画書について撤去検討会で審議していただくこととしている。

○(委員長) それでは、ご意見を頂戴したいと思うが、いかがか。

松島先生、何かコメントを。

○(委員) 土堰堤の形状はそれでいいのだが、排水についての考え方だけ、少し一言言わせていただきたいのだが。

雨水等の海までの排水は、どのように考えるかという、基本的には堰堤の陸側の法尻の下を通さないというのが基本だと思っている。つまり、法尻のところには水が溜まったり、法尻に水を流したりすると、そこから法尻に水が浸透して行って、押さえの土が弱くなってしまうので、斜面崩壊を起こしやすくなる。そのため、堰堤から排水の経路を考えたときに、少し離れたところに水路みたいなものを造っていただけるとありがたい。基本的には、堰堤の高さの2倍とか3倍とか離していただいたところに排水が

ずっと行くようにしておいて、堰堤の下に水が来ないようにしていただくと、堰堤の安全性が高まるのではないかと。

そのことも考えながら、どういう方向で海まで排水するかを考えるのだが、考えてほしいということと、同時に、できるだけ、雨水は溜めると水が溜まるというのは地盤が弱くなるということであるから、そのへんも考えながら、排水をどのようにするかということを考えていただければありがたいと思っている。

○（委員長）ほかにはいかがか。あとは、ここの地下水の浄化が今の喫緊の課題ということになっているわけで、その追加的対策等をやることに関して障害にならないような形で雨水の排水を考えていただきたいと思っている。雨水検討会のほうでよろしくご審議のほどお願いしておく。

○（委員）はい。雨水のほうで見ると、地下水がそのまま水路を通過して出ていくのかどうかというのは、ものすごく大きな意味を持つてくると思うので、少し検討させていただく。ストレートオンで出ていくのと、土壌を通過して出ていくのとは、それなりに意味が違ってくると思うので、少し検討させていただく。

○（委員長）そのへんのバランスも考えていただきながら、対応していただきたい。

それから、土堰堤の高さだが、これ、地下水浄化をやっている限りは、これを越えて海水が侵入しないような状況を考えておかななくてはいけないわけで、一応、県の基準に沿った高さで決められているが、少し気になるのが、今、ここでは最高潮位として土庄町の値を使っているが、2ページ目の表1を見ると、台風のときであるから、風向きによって最高潮位がそれぞれの港でもだいぶ違って来るようで、果たしてあそこの北海岸に向いている側からすると、土庄町でいいのかどうかという気がするが、どうなのか。

それでも数十センチの違いなので、大丈夫かという気はするが、ただ、最も近い港のところを選んだという話は、採用する対象として適切なのかどうか。松島先生、何かあるか。

○（委員）場所よりも地形が影響するので、私も何とも言えない。場所よりも湾が急に小さくなっていると、どうしても波が高くなったりするので、そのへんのことを少し調べたほうがいいのかもわからない。

○（委員長）分かった。少しそのへん、県のほうも検討してみてください。

○（県）その計算結果とか、採用した数値はそうなのだが、それを踏まえて、やはり少し余裕を取ろうということで、1mぐらい余裕を取っているような形にしている。

- （委員長）そうか。少しその余裕の取ったというような話を、もう少しはっきり、そのへんのところも踏まえてとか、書いておいていただければ。どこだったか、1 mの余裕を取ったと書いてあるのは。
- （県）資料の1ページの2番の整地の検討状況の下から。
- （委員長）別紙ではなくて。
- （県）そうである。資料1ページの2の整地案の検討状況のところ、四角で別紙2と囲った前に、「TP+3.94mに余裕を見込み、天端高をTP+5mと設定した」ということで。
- （委員長）ああ。分かった。少しこの記述方法を少し考えていただけるか。今のような話を含めて。表1の潮位の幅が高いところだと3m、2.9mぐらい出てくるようなところもあるという話も踏まえながら考えていった値だということになるかと思う。
- （県）はい。分かった。
- （委員長）あと、よろしいか。
それでは、議題の6は終わりにさせていただき、あと議題の7、その他ということになるが、（1）から（7）までをまとめて事務局のほうから説明をお願いします。

7. その他

（1）緊急時等の報告（正式評価）（報告）【資料Ⅱ／7-1】

- （県）それでは、資料7-1、緊急時等の報告である。今回ご報告させていただくのは、2月18日に発生した、豊島処分地の作業員が新型コロナウイルスの陽性者となった件、1件である。通報内容や修復作業については、表のとおりであり、第1報が2月18日にあり、地下水浄化対策関係の作業員1名について新型コロナウイルスの陽性を確認したことから、「コロナ対応マニュアル」に基づき、2月18日から作業を停止し、グループ内の作業員、これも1名になるが、自宅待機させた。
保健所の疫学調査の結果では、濃厚接触者、その他の接触者と判断された者がいなかったもので、その結果を踏まえ、2月22日から作業を再開した。再開に当たっては、改めて各事業者に対して「コロナ対応マニュアル」を周知徹底したところである。
事業への影響については、2月18日から21日までの4日間、当該グループの作業

を停止したので、暫定評価については、人身への影響は、2の「軽度」、基準の逸脱等については、1の「問題なし」、事業進捗への影響は、作業の停止が7日以内であったことから、2の「軽度」と評価し、正式評価についても同じ評価となっている。

【7-1から7-7は一括して議論】

(2) 各種マニュアル等の全面見直し（審議）【資料Ⅱ／7-2】

○（県）続いて、資料7-2、各種マニュアル等の全面見直しである。処分地全域での地下水における排水基準の達成が確認されたことから、高度排水処理施設などの各施設の解体・撤去工事を今、進めている状況である。そのため、これまでと作業の体制等が変わってきており、これに伴ってマニュアルの全面見直しを行うものである。

具体的なマニュアルについては、2の対象マニュアルに書かせていただいております、また、実際のマニュアルについては、別添1から5ということで後ろに付けさせていただいている。これまでの既存のマニュアルを全面的に見直したということで、主な変更点については、2ページ目の整理表にまとめさせていただいている。

1つ目の第Ⅱ期工事の「暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル」については、主な変更点に記載しているが、沈砂池や承水路などの撤去済み施設については、内容を削除している。また、維持管理の内容について、前回12月のフォローアップ委員会です承いただいた「水管理マニュアル」に準拠するように、修正などを行っている。

次の「異常時・緊急時等対応マニュアル」についても、高度排水処理施設などの撤去済み施設に係る内容を削除している。また、添付1から7の資料についても、現状に合わせて修正などを行っている。

「豊島処分地における見学者への対応マニュアル」についても、撤去済み施設について内容を削除し、見学ルートについても、現状に合わせた修正をさせていただいている。また、新型コロナウイルス感染症に関する内容も追記などをさせていただいている。

「豊島における環境計測及び周辺環境モニタリングマニュアル」についても、高度排水処理施設などの撤去済み施設に係る内容を削除。また、国の環境基準の見直し、六価クロム等の数値が見直されたので、そういったものを反映するなど、見直しをしている。

それと「健康管理マニュアル」についても、施設を撤去したものについては、内容を削除している。また、これについても、新型コロナウイルス感染症の対策や熱中症への対策などを追記させていただいている。

また、資料1ページに戻っていただき、2の対象マニュアルの一番下になるが、高度排水処理施設、活性炭吸着塔、凝集膜分離装置の運転・維持管理マニュアルについては、撤去しているので、廃止とさせていただいている。

3番目に報告するマニュアルとして、新型コロナウイルス感染症対策に係るマニュアルについては、コロナウイルスの第6波を受け、国や県のほうで対応方針の変更を行

ったので、その引用している資料などについて見直しをさせていただき、2月の健康管理委員会です承をいただいているので、ご報告する。

【7-1から7-7は一括して議論】

(3) 遮水機能の解除工事に関する経過報告（その2）（報告）【資料Ⅱ／7-3】

○（県）続いて、資料7-3、遮水機能の解除工事に関する経過報告になる。遮水機能の解除関連工事については、遮水壁、鋼矢板及びトレンチドレーンなどの撤去を終了し、現在は工事書類の整理等を実施している。

また、松島先生には、引抜き作業の開始時、鋼矢板の最大の長さ18m部分の引抜き開始時、引抜き作業の終了時に現地視察をいただき、指導・助言をいただいている。

なお、引抜き時に計測したデータなどについては、現在、取りまとめ、解析を行っているので、そうした取りまとめ、解析を行ったうえで、次回の撤去検討会で報告することとしている。

これまでの工事のスケジュールについては、表1に記載しているが、遮水壁の上部に設置された笠コンクリートの除去や、引抜き跡の転圧等に時間を要し、工事の進捗が少し遅延しており、工事の完了を3月末から5月中旬に変更している。現状としては、できるだけ早く終わらせるように取り組んでおり、4月中に完了する見込みとなっているので、ご報告させていただきたいと思っている。

次に、2ページ以降については、遮水壁の引抜き前と後の処分地内の状況ということで、11月と令和4年3月の写真を掲載させていただいている。3ページについては、写真5から8は、バイブロハンマ等による引抜き状況、また、松島先生立会いによる引抜き跡の確認等の状況について、写真でご報告させていただいている。

【7-1から7-7は一括して議論】

(4) 環境計測及び周辺環境モニタリングの結果（報告）【資料Ⅱ／7-4】

○（県）続いて、資料7-4、環境計測及び周辺環境モニタリングの結果である。

1. 環境計測の地下水調査になる。こちらについては、2ページになるが、2月17日に調査した結果、A3、B5、F1西の3つの観測井について、一部で砒素やホウ素などが環境基準を満足しなかったが、これまでと特段の差異は見られなかった。

次に、2. 周辺環境モニタリングになる。こちらは資料が少し飛ぶが、14ページになる。海岸感潮域の水質を1月24日に調査した結果、こちらについても、これまでの調査結果と比べて特段の差異は見られなかった。

【7-1から7-7は一括して議論】

(5) 健康管理委員会の審議概要（報告）【資料Ⅱ／7-5】

○（県）続いて、資料7-5、健康管理委員会の審議概要についてご報告させていただきます。

第37回の健康管理委員会を昨年10月に開催し、第38回を令和4年2月に書面審議という形で行ったので、概要についてご報告させていただきます。

まず、第37回については、令和3年8月から9月にわたり、初めて豊島処分地で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、その当時の状況や対応を報告させていただくとともに、マニュアルの見直しを行い、感染者発生時の対応を追加するなどの改正案について、審議・了承をいただいたところである。

次に、第38回については、令和3年11月に実施した作業現場巡視において、撤去工事等を見ていただいたのだが、高度排水処理施設の撤去工事では強風に注意すること、集水井撤去工事では転落防止柵などを設置することなどのご指導をいただき、すぐに対応したことをご報告させていただくとともに、「コロナ対応マニュアル」について、先ほどもマニュアルの見直しのところでご説明したが、国や県の対応方針の変更に伴う引用資料の更新等についてご審議いただき、了承をいただいたところである。

【7-1から7-7は一括して議論】

(6) 豊島廃棄物等処理事業に関する報告書の目次案の改訂と進捗報告（審議）【資料Ⅱ／7-6】

○（県）続いて、資料7-6、豊島廃棄物等処理事業に関する報告書の目次案の改訂と進捗報告になる。

報告書の目次案等については、令和3年8月のフォローアップ委員会において審議・了承いただいたが、その後についても、記載内容の検討を進める中で項目の追加などが必要になったので、目次案を別紙1に示させていただいているが、こういった形で修正したいと考えている。

修正箇所については、赤字、下線でさせていただいており、いろいろと作業を進める中で追加させていただいたり、変更させていただいたりしている。例えば、5ページになるが、下のほうに第10章として「風評被害対策」、第11章「事業に要したコスト」、第12章「事業に要した資源等」ということで、章を追加させていただくとともに、次の6ページなどを見ていただくと分かるように、章の中身ということで節などを追加するなど、構成がより分かるように修正をしている。

また、現在、次回のフォローアップ委員会で審議を受けるための素案の作成を行っているところであり、その過程で引き続き目次の整備を進めていく予定としている。

【7-1から7-7は一括して議論】

(7) これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告（報告）【資料Ⅱ／7-7】

○（県）続いて、資料7-7、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告である。

これまで事業の実施に当たっては積極的な情報公開に努めてきたところであり、フ

フォローアップ委員会の資料などについては、県ホームページの「豊島問題ページ」に掲載している。

現在の公開状況については、2ページの表1にまとめているが、フォローアップ委員会の資料については、第1回から12回までの議事録と、1回から13回までの会議資料を既に公開している。13回の議事録は現在作成中であるので、まとまり次第、公開する予定である。

その下の地下水検討会と撤去検討会については、議事録についてはまとまり次第公開しているが、各回の会議資料は現在公開できていないので、今後公開する予定としている。

また、過去の管理委員会や技術委員会についても、各回の議事録を公開しているが、会議資料については今後公開していく予定としている。

次に、各種報告書については、表2のとおりである。「暫定的な環境保全措置に関する事項」の報告書など公開している部分もあるが、その他の報告書で公開できていないものについては、今後公開していく予定としている。

今後の対応については、引き続き、フォローアップ委員会の資料を順次公開するとともに、地下水検討会、撤去検討会の資料の公開作業をまずは進めていきたいと考えている。これらの対応が完了した後、管理委員会、技術委員会、技術検討委員会、各種の報告書といった順で、順次、資料の公開作業を行っていきたいと考えている。

【7-1から7-7は一括して議論】

○（委員長）いかがか。

今の最後の資料の表2だが、この上のほうの「済」というのは、ホームページに載っているのか。

○（県）はい、そうである。

○（委員長）そうか。それから、この中に、例の水素爆発の話の報告書というのは、入っているのか。

○（県）入っていない。

○（委員長）入れておくようにしてくれないか。洗い出して。どんな報告書があったのかということを含めて。

○（県）はい、分かった。

○（委員長）それから、その報告書の中で、資料7-6の9ページに、第8章ということで「委員発表資料等」というのを入れさせていただいた。この報告書自体、既に素案的なものを私には送っていただいているが、相当分厚いものになる。全体の概要をまとめた資料ももちろん作るのだが、関連のところでもこういう問題に対して委員が発表された資料等があれば、それも読んでいただくのが分かりやすくなるのかなと思っているので、何かあれば、この委員発表資料ということで、委員の方々、学会とか事業だとかで使われた資料も出していただければありがたいと思っている。

それから、目次案の中では、まだ章ぐらいいしか書いていない、あるいは、章、節ぐらいいしか書いていなくて、その中の項とか、もう少し落とし込んだ内容を目次にしなくてはいけないところが随所にあるかと思う。これからそういう点を素案として詰めていただければ、それも徐々に完成していくことになると思うし、また、皆さんのほうからその素案を見ていただいた後、さらに追加しろとか、あるいは修正しろというようなことが出てくるかもしれない。そういうことで、しばらくこの報告書には時間がかかるだろうと思っている。

あと、いかがか。それから、遮水機能の解除工事、先ほども少し松島先生からコメントをいただいたが、経過報告その2ということで出していただいた。何かコメントがあれば、松島先生、お願いしたいと思う。

○（委員）いや、別にそれはないが、先ほど、私、土堰堤の高さについて、波高の高さについて地形という舌足らずのことを言ってしまったのだが、基本的に、香川県だと、例えば志度湾みたいに奥まったところの高さと、今回の湾だと、きっと土庄と同じように海からの湾の形が似ていると思っている。だから、そんなに変わらないなというふうに言いたかったのだが、少し舌足らずで申し訳なかった。

○（委員長）ああ、そうか。分かった。そういう点も、少し書き加えていただけるといいのかなと思う。分かった。

それから、資料の7-4で、A3、B5、F1西のそれぞれの地下水の状況が出てくるのだが、中杉先生、何かコメントはあるか。

○（委員）相変わらず、B5は変わりがないなという、どうしたものかなというのは、これは頭を悩ますところである。

○（委員長）はい。どうも。あと、いかがか。

それから、今の資料の13ページ目で今回の水質調査の報告が出てくるのだが、遮水機能の解除前後の話があるので、例えば1月24日というのは、まだ遮水機能解除中なので、そのへんの状況の記載の仕方、これからよく注意していつてくれないか。今後、

こういう調査をやったときに、解除後だということ、あるいは解除前ということをつかりやすいようにきちんと表現しておいたほうがいいかなと思っているので。

ここには、処分地内の構造物撤去工事、高度排水処理施設等の解体工事を実施していたという書き方になっているのだが、遮水機能の解除の話については一切触れていないので、少し触れておいていただいたほうがいいのかと思う。

○（県）今のところだが、解除前だった、工事前だったという書き方だけでもよろしいか。

○（委員長）ええ、そうである。

○（県）それでいいか。

○（委員長）これから出てくるときには、そういう状況をぜひ入れておいて。

○（県）承知した。

○（委員長）1月24日は解除工事に入っているのか。

○（県）解除前である。2月1日から引抜き始めているので。

○（委員長）それでは、解除前だということを明示しておいていただいたら。

○（県）分かった。

○（委員長）あと、よろしいか。それでは、その他、最後の8だが、8については、実はもう既に3月14日に委員の先生方、それから関係者の方にはお送りしている資料である。先ほども出てきた、高月先生と連名の要請文を発出した理由等を記載したものである。

これは、途中でこういうことで各委員にお知らせしたということ記録に残すためにも、最後のフォローアップ委員会のほうにまとめた資料として掲載しておいたほうがいだろうと私が判断し、追加してもらった分である。ということで、内容については、特段、私のほうから説明するつもりもない。こういう形で出したという証拠だけ、ここに挙げさせていただくということである。

以上でその他の議題を含めて全てこちらで準備したものは終わりである。全体をまとめて何かご意見等があればお願いしたいと思うが、いかがか。よろしいか。

それでは、最後にまた傍聴人の方からご意見を頂戴したいと思う。豊島住民会議の代

表者の方、どうぞ。

VI 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）特にない。

- （委員長）それでは、公調委、どうぞ。

<公害等調整委員会>

- （公害等調整委員会）特にない。

VII 閉会

- （委員長）それでは、本日の委員会はこれで終了とさせていただきます。修正の資料については、いつもどおりまた修正バージョンを皆さんのほうにお送りしたいと思う。よろしく対応のほどをお願い申し上げます。
それでは、長時間にわたり、どうもありがとうございます。以上で終了とさせていただきます。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員